

**道の駅瑞穂再整備施設 指定管理予定者
公募型プロポーザル（簡易型）募集要領**

1. 目的

本要領は、道の駅瑞穂再整備施設 指定管理予定者（以下、「指定管理予定者」という。）となる事業者の選定にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び邑南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和2年邑南町条例第38号）の規定に準ずるほか、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 指定管理予定者

指定管理予定者とは、令和6年度開設予定の道の駅瑞穂再整備施設について、農産物の集荷並びに販売、特産品のPR、地域と施設をつなぐ機能の実現、その他邑南町内外における各種活動との連携等、施設の管理運営に必要な事項を、邑南町及び関係機関並びに関係者と一体となって検討・実施し、施設運営の中核となる者をいう。

3. 指定管理予定者に関わるスケジュール

以下のスケジュールは、最短を想定したスケジュールであるため、予期せぬ理由等により変更する場合があります、その場合、邑南町は変更によって生じた損害に対する補償は行わない。

（1） 令和2年度

指定管理予定者の決定及び覚書の締結

選定された指定管理予定者は、邑南町と覚書を締結し、再整備施設の開設準備に参画する。

（2） 令和2年度

開設準備 着手

指定管理予定者は、開設準備期間において以下の協議等に参画し、具体的な企画提案を行うこと。（令和3年度中の開設準備においては、関係者による月1回以上の定例会議を予定する。）

令和3年度からの開設準備において、邑南町は指定管理予定者との協議により、予算の範囲内で開設準備に必要と認められる経費を支出することができる。

ア 産直市機能についての検討・準備

イ 邑南町の案内に関わる機能についての検討・準備

- ウ 憩いの場としての機能についての検討・準備
- エ 物販・飲食の提供に関わる機能についての検討・準備
- オ テナント（物販、飲食等）の選定についての検討・準備
- カ 駅長の業務内容・選定についての検討・準備
- キ 広報・告知についての検討・準備
- ク オペレーション及び収支計画についての検討・準備
- ケ 施設維持管理についての検討・準備
- コ 再整備施設の設計・施工についての検討・準備
- サ その他、町長が必要と認める内容

(3) 令和3年度

基本設計着手 ※おおまかな配置計画を令和3年9月までに計画

(4) 令和4年度

実施設計着手

(5) 令和4年度末

管理運営仕様書の作成

邑南町と指定管理予定者は、業務の範囲に関する事項、指定管理に関わる費用に関する事項等について協議のうえ、管理運営仕様書を作成する。

(6) 令和5年度

建設工事着手

(7) 令和5年度 第2四半期

事業計画書等の提出

指定管理予定者は、管理運営仕様書の内容を遵守し、令和5年9月30日までに以下の資料を作成し邑南町に提出すること。

- ア 施設管理に関わる事業計画書
- イ 収支計画書
- ウ 団体の概要
- エ 団体の定款、法人登記簿謄本（法人のみ）
- オ 法人税等に関わる納税証明書（法人のみ）
- カ その他、町長が必要と認める書類

(8) 令和5年度 第3四半期

協定案の策定

邑南町と指定管理予定者は管理運営仕様書・事業計画書等をもとに協議のうえ、業務の範囲に関する事項、指定管理に関わる費用に関する事項等を定めた

協定書案を作成する。

- (9) 令和6年度 第1四半期

再整備施設 完成

- (10) 令和6年度 第1四半期（再整備施設 完成後）

指定管理候補者の選定

邑南町は道の駅瑞穂施設条例を制定後、管理運営仕様書・事業計画書・協定書案等により指定管理予定者を指定管理候補者として相応しいと認めた場合は、公募によらず指定管理候補者として選定する。

- (11) 令和6年度 第1四半期（再整備施設 完成後）

指定管理者の指定（議決）・協定の締結

邑南町は議会の議決を経た後、指定管理候補者を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項。以下、「指定管理者」という。）に指定し、協定を締結する。

- (12) 令和6年度 第2四半期

再整備施設 開設

4. プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者（事業者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 次の内容を深く理解し、真摯に取り組むもの。

ア 道の駅瑞穂再整備施設 指定管理予定者 公募型プロポーザル（簡易型）募集要領（以下、「募集要領」という。）

イ 道の駅瑞穂再整備施設 指定管理予定者 公募型プロポーザル（簡易型）特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）

ウ 邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020（以下、「総合戦略」という。）

エ 邑南町観光戦略（観光ビジョン）

- (2) 邑南町内に主たる事業所、営業所若しくは事務所を置く又は置こうとする者。

- (3) 指定管理予定者になろうとする意思を有する単一の団体又は複数の団体の共同事業体（以下、「グループ」という。）。

グループを構成して応募する場合は、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者が申請手続きを行うこと。なお、グループの構成員は別グループの構成員又は単一の団体として申請することはできない。

- (4) 参加申込み時に法人格を有する者又は令和5年12月31日までに法人格を有するこ

とが確約できる者。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者。
- (6) 邑南町から指名停止を現に受けていない者。
- (7) 邑南町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でない者。
- (9) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に関わる必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5. プロポーザルのスケジュール

- (1) 令和2年 9月28日（月）

実施公告

公告は邑南町ホームページ、防災行政無線放送、おおなんケーブルテレビ行政文字放送及び本庁・各支所掲示板による。

- (2) 令和2年 9月28日（月）

募集要領配布

(3) 令和2年10月 7日 (水)

説明会

- ア 開催時間 14時00分から15時30分まで
- イ 場所 田所公民館 大ホール
- ウ 内容 募集要領及び特記仕様書等の説明
- エ 参加人数 1団体、グループにつき2名以内
- オ その他 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場や方法を変更して実施する場合がある。その場合は邑南町ホームページにて事前に公告する。

(4) 令和2年 9月28日 (月) から 令和2年10月23日 (金)

質疑受付・回答

- ア 提出方法 質問書(様式第1号)により、持参又は電子メール(PDF形式に限る。)にて提出すること。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- イ 提出期限 令和2年10月23日(金) 17時00分まで(必着)
- ウ 回答方法 随時、邑南町ホームページに掲載
- エ 回答予定 最終更新を令和2年10月30日(金)までに行う予定

(5) 令和3年 1月25日 (月) から 令和3年 1月29日 (金)

参加申込み

ア 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、募集要領、特記仕様書等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

- ① 参加申込書(様式第2号) 1部
- ② 企画提案書 13部
- ③ 法人格を有する証明となる書類(法人のみ)
 - i 定款、規約又はこれらに類する書類 1部
 - ii 法人登記簿謄本 1部
- ③ 令和5年12月31日までに法人格を有する旨の確約書(様式第3号)
(申し込み時点で法人格を有しない団体、グループのみ) 1部
※法人格を有し次第、③の書類を提出すること。
- ⑤ 共同事業体結成の協定書(様式第4号)(グループのみ) 1部
- ⑥ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表及び損益計算書
(グループの場合は、構成される全ての団体について) 1部

⑦ 納税証明書（滞納のない証明）

（グループの場合は、構成される全ての団体について） 1部

イ 提出期限 令和3年 1月29日（金）17時00分まで（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留）に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和3年1月29日（金）17時00分までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（6） 令和3年 2月15日（月）

提案審査会

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくこと。

イ 提案書の審査にあたり、提案者はプロジェクターを使用したプレゼンテーションを行うものとし、プレゼンテーション用のパソコンは提案者が用意するものとする。

ウ 提案者が行うプレゼンテーションの時間は50分以内とし、その後質疑応答の時間を設けるものとする。

エ 提案者の出席は1団体・グループにつき3名までとする。

オ 時間・場所は令和3年2月8日（月）までに通知する。

カ 予期せぬ理由等により、開催方法、開催日時を変更する場合がある。

（7） 令和3年 2月19日（金）

結果通知予定

ア 通知方法 参加者全員に文書にて通知する。

イ 審査結果に関する質問・異議申立等は、受け付けないものとする。

ウ 予期せぬ理由等により、通知時期を変更する場合がある。

6. 企画提案書作成方法

（1） 企画提案を行う者は、募集要領、特記仕様書、総合戦略等の内容を理解したうえで、「（2）記載事項」に示した事項を記載した「企画提案書」を提出することとする。

（2） 記載事項

次の全てのことについて記載すること。

※サ、セについて、グループで応募する場合は構成される全ての団体についてそれぞれ記載すること。

<企画内容>

- ア 現在の道の駅施設の運営における優れている点及び課題点の現況把握について
 - ・産直市（集出荷体制を含む）
 - ・特産品コーナー（特産品開発等を含む）
 - ・観光案内（交通案内を含む）
 - ・飲食関係（産直市内 軽食コーナー、テナント、自動販売機）
- イ アを踏まえた、道の駅瑞穂再整備施設の在り方や進化の提案（理念・運営方針）
- ウ アを踏まえた、運営に関わる具体的な提案と多様な組織との連携の広げ方（施設の機能・イベント等）
- エ その他、道の駅瑞穂再整備施設に必要と考えられる利用者満足度の向上に関わる具体的な提案
- オ 感染症の拡大防止や災害時等に関わる危機管理の具体的な提案と体制
- カ 道の駅に関わる邑南町全体への貢献
 - 特に町内 1 2 地区同士並びに町外をつなぐ結節拠点や経済循環の要としての役割発揮
- キ 道の駅瑞穂再整備施設周辺の地元コミュニティや各種施設との協調・協働を促進する手法やアイデア
- ク 施設維持に関わる邑南町・指定管理者等の経費負担についての考え（事業収入の充当や向上可能性、行政負担等）
- ケ 道の駅瑞穂再整備施設と、現在の道の駅施設（駐車場を含む）・旧山陰合同銀行瑞穂出張所施設との一体的な活用に関わる具体的な提案
- コ 今後の農林業振興につながる具体的な情報活用の提案

<組織体制>

- サ 事業者の概要（資本金、従業員数、所在地、主要取引銀行、事業内容、許可及び種類、有資格、事業実績、アピールポイント）
 - シ 従業員の採用及び処遇に関する方針
 - ス 開設準備に関わる体制（体制図、人数、担当者の実績、連携団体等）
 - セ 事業者による、開設準備に関わる者へのフォロー体制
- (3) 様式等

規格はA 4 版又はA 3 版とする。まず冒頭にA 3 版 1 枚に全体概要を盛込むこと。

また、全体の枚数は冒頭の全体概要を除き、3 0 枚を超えないこと。

7. 審査方法

- (1) 邑南町が別に定める道の駅瑞穂再整備施設指定管理予定者 公募型プロポーザル選定委

員会（以下、「選定委員会」という。）により審査を実施する。

（２） 企画提案の評価項目

評価項目			配点
1. 企画内容	(1) 現在の道の駅施設の 現況・課題等への理解	ア 優れている点及び課題点に 関する現況・課題の把握がされて いるか	10点
	(2) 道の駅瑞穂再整備施設 に対する理念・運営方針	イ 現況及び課題を把握したう えで、再整備施設の具体的な理 念・運営方針を持っているか	20点
	(3) 企画提案の適格性	ウ 理念・運営方針との整合性や、 課題解決に対しての的確な重点化 や手法が図られているか	10点
	(4) 利用者満足度の向上に 関わる提案	エ 利用者の満足度につながる整 備機能・イベント等が考えられて いるか	20点
	(5) 危機管理方針	オ 危機管理に関する具体的な方 針があるか	20点
	(6) 邑南町全体への貢献に 対する考え	カ 町内12地区同士並びに町外 をつなぐ結節拠点や経済循環の要 としての役割を具体的に考えてい るか	30点
	(7) 周辺コミュニティ・施 設との連携	キ 多様な協働や居場所づくりを 促す手法やアイデアが具体的に示 されているか	10点
	(8) 施設維持に関わる経費 負担に対する考え	ク 施設維持に関わる経費負担の 合理的な方法を持っているか	10点
	(9) 現在の道の駅施設等 を含めた一体的活用に対する提 案	ケ 現在の道の駅施設等を活用し た事業効果の拡大に対する手法を 考えているか	10点
	(10) 今後の農林業振興に つながる情報活用	コ 産直市等における今後の情報 技術の活用や、情報発信等による農 林業振興が考えられているか	10点
2. 組織体制	(1) 指定管理における安定 的な人的基盤や財政基盤	サ 長期間安定的な管理運営を行 っていくだけの人的基盤や財政基 盤を有している、又は確保できる見 込みがあるか	20点
		シ 現在の道の駅施設の従業員や 邑南町民の雇用が図られているか	10点
	(2) 開設準備における組織 体制	ス 提案を実現するために必要な 関係団体との連携・協働体制が図ら れているか	10点
		セ 適切な準備等を持続的に実施 できる体制であるか	10点
合 計			200点

※採点は次のことを目安とする（１０点満点の場合）。

非常に優れている：１０点、優れている：８点、普通：６点、劣っている４点、
非常に劣っている：２点、不可：０点

- （３） 審査は企画提案書及び提案審査会におけるプレゼンテーションにて、選定委員会は提案者の考えを理解し、指定管理予定者としての適性に対する評価を「（２）企画提案の評価項目」に基づき行う。
- （４） 審査の結果、総得点が最も高い者を本公募型プロポーザルの第１候補者とし、道の駅瑞穂再整備施設 指定管理予定者とする。
ただし総得点が最も高い者が複数となる場合は、引き続き同一の選定委員会により提案内容の評価項目を再評価して決定する。
- （５） 各提案者の総得点は、その提案者を評価した委員のうち、最も高い得点を与えた委員と最も低い得点を与えた委員を除いた、その他の委員が与えた得点を合計したものとする。
- （６） 道の駅瑞穂再整備施設 指定管理予定者選定の最低基準点は、満点に対し７割の点とする。

８．提出書類の取扱い

- （１） 提出されたすべての書類は、返却しない。
- （２） 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- （３） 邑南町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- （４） 企画提案書等応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、選考に必要な場合など、邑南町が必要と認めるときは、邑南町は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。

９．情報公開及び提供

邑南町は提案者から提出された企画提案書等について、邑南町情報公開条例（平成１６年１０月１日条例第１４号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、公募型プロポーザルの道の駅瑞穂再整備施設 指定管理予定者決定前において、決定に影響する恐れがある情報については決定後の開示とする。

10. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に関わる費用など、必要な経費等は全て提案者の負担とする。また、緊急の事態ややむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザルに要した経費等は全て提案者の負担とする。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、邑南町役場建設課（島根県邑智郡邑南町矢上6000番地）あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 募集要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査関係者に対し、審査に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
- オ 提案審査会において、正当な理由なく欠席した場合
- カ その他、不誠実な行為を行った場合

11. 募集に関する書類

次により募集に関する書類を配布する。

- (1) 配布期間 令和2年9月28日（月）から令和3年1月29日（金）
- (2) 配布方法 邑南町役場建設課及び邑南町ホームページ上で配布する
- (3) 配布資料
 - ア 募集要領
 - イ 特記仕様書
 - ウ 質問書（様式第1号）
 - エ 参加申込書（様式第2号）
 - オ 令和5年12月31日までに法人格を有する旨の確約書（様式第3号）
 - カ 共同事業体結成の協定書（様式第4号）
 - キ 総合戦略
 - ク 邑南町観光戦略（観光ビジョン）

12. 問い合わせ・各資料提出先

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地

邑南町役場 建設課（担当 三浦、小西）

電話 0855-95-1120

電子メールアドレス kensetsu@town.ohnan.lg.jp